

# 付属文書 S10

## 国別の生活賃金基準点

第 1.2 版



**RAINFOREST  
ALLIANCE**



レインフォレスト・アライアンスは、自然を守り、農業生産者や森林地域に暮らす人々の生活レベル向上のために、社会と市場の持つ力を役立て、より持続可能な世界を目指します。

### 翻訳免責事項

翻訳に含まれる情報の正確な意味合いに関する質問がある場合は、公式の英語版を参照してください。翻訳で生じた意味の不一致や差異には拘束力がなく、審査や認証には一切影響しません。

### 詳細について

レインフォレスト・アライアンスの詳細については、[www.rainforest-alliance.org](http://www.rainforest-alliance.org) にアクセスするか、[info@ra.org](mailto:info@ra.org) またはレインフォレスト・アライアンスのオランダ事務所 (De Ruijterkade 6, 1013AA Amsterdam, The Netherland) までお問い合わせください。

文書名		文書コード	版
付属文書 S10 : 国別の生活賃金基準点		SA-S-SD-11-V1.2JP	1.2
発行日	改訂日	拘束力を持つ日	失効日
2020年6月30日	2022年1月31日	2022年1月1日	別途通知があるまでの間
開発者		承認者	
レインフォレスト・アライアンス基準と保証部		基準および保証部ディレクター	
リンク先 (該当する場合、資料の番号と名前)			
SA-S-SD-1 レインフォレスト・アライアンス 2020 持続可能な農業基準、農場要件			
SA-S-SD-2 レインフォレスト・アライアンス 2020 持続可能な農業基準、サプライチェーン要件			
SA-S-SD-9 付属文書 S8 : 給与評価ツール			
SA-S-SD-10 付属文書 S9 : 報酬および生活賃金との差異を測定する方法			
差し替え文書			
SA-S-SD-11-V1.1 付属文書 10 国別の生活賃金基準点			
該当者			
農場認証保有者			
国/地域コード			
全て			
農作物		認証の種類	
レインフォレスト・アライアンス認証システムの範囲内のすべての農作物。認証規則を参照してください。		農場認証保有者	

付属文書は拘束力があり、認証取得のために遵守する必要があります。

レインフォレスト・アライアンスの書面による事前承諾なしに、複製、変更、配布、再発行を含む本資料のいかなる使用も固く禁じられています。



## 主な変更点

2021年1月31日発行の前バージョン SA-S-SD-11-V1.1 付属文書 S10 国別の生活賃金基準点(第1.1版)と2022年1月31日発効の本資料 SA-S-SD-11-V1.2 付属文書 S10 国別の生活賃金基準点(第1.2版)の比較における、重要な変更点の概要です。

ページ	変更点
p. 5	基準点の表は本資料から削除され、新規および更新された基準について、より柔軟に対応できるようオンライン上に掲載されています(5ページのリンクを参照)。



## 目的

この付属文書は、レインフォレスト・アライアンスによって承認され、世界生活賃金連合（GLWC）に従って、生活賃金基準点を提供します。

個別認証を受けた農場の責任者、生産者団体認証を受けた団体を構成する大規模農場の責任者、賃金労働者を抱える団体責任者が、以下の目的でこの生活賃金基準点を利用します。

- 自国の生活賃金基準点を参照し、すべての種類の労働者の総報酬（賃金、現金および現物給付を加えたもの）を毎年評価する。（要件 5.4.1）
- 報酬が基準点を下回っているあらゆる種類の労働者について、適用される基準点を目標に、賃金改善計画を策定するために、労働者の総報酬と生活賃金基準点との差額を測定する。（要件 5.4.2）
- 生活賃金以上の水準への賃金引き上げについて、責任を共有することを約束したサプライチェーン関係者（SCA）と、賃金改善計画への貢献について合意し、進捗状況を報告する。（要件 5.4.3）
- 該当する賃金基準点に向けた賃金改善計画の目標に対する、労働者の総報酬の進捗状況を評価する。（要件 5.4.4）

生活賃金の要件（5.4）は、小規模農場や労働者を雇用する小規模農場には適用されませんので、ご注意ください。

## 生活賃金基準点に関する情報

本付属文書にある生活賃金基準点は、国レベルで適用されます。この付属文書は定期的に更新され、GLWCにおいて新しい生活賃金基準点が利用可能になるごとに追加されます。進行中の最新のベンチマーク・プロジェクトに関する最新情報は <https://www.globallivingwage.org/> よりご参照ください。

国別の生活賃金基準点は、以下のどちらかで表示されます。

1. **現地通貨建ての総賃金**：これは税金やその他の法定給与控除（社会保障税や保険料、国民健康保険や年金制度への加入）が差し引かれる前の賃金です。
2. **該当する賃金水準**：1 ヶ月あたりの該当する賃金水準は、適用される最低賃金または団体交渉協定（CBA）で決められた賃金のいずれか高い方とする。これは、労働者が少なくとも適用される最低賃金または団体交渉協定（CBA）で決められた賃金のいずれか高い方を受け取ることを定めた要件 5.3.3 および 5.3.4 に沿ったものである。

生活賃金基準点が提供されていない国においては、基準点が利用可能になるまで、すべての種類の労働者の総報酬を比較するために該当する賃金水準を使用する必要があります。

レインフォレスト・アライアンス認証を保有する生産者がいる国の生活賃金基準点は以下の表の通りです。

生活賃金基準点は、各国の現地通貨で表示されています。



## 方法論

生活賃金基準点の算出方法の詳細については、Anker & Anker 2017; Anker Reference Values をご参照ください。Anker の方法論に関する詳細は、Global Living Wage Coalition のウェブサイト (<https://www.globallivingwage.org/about/anker-methodology/>) および Anker Reference Values (<https://www.globallivingwage.org/anker-living-wage-and-living-income-reference-values/>) をご参照ください。

実際に該当する基準点の表は、定期的に更新されるウェブページ上の表を参照してください。 : [\[Link\]](#)